

事件番号：令和 7 年（ワ）第 11325 号、令和 7 年（ワ）第 14760

本訴原告（反訴被告） 福永活也

本訴被告（反訴原告） 郷原信郎

令和 7 年 6 月 18 日

東京地方裁判所民事第 14 部ろ D 係 御中

(FAX: 03-3581-5446)

本訴原告（反訴被告） 福永



準備書面 1

頭書の事件について、本訴原告（反訴被告）の令和 7 年 6 月 2 日付け答弁書及び反訴状に対する、答弁及び反論等は以下の通りです。

第1 本訴原告（反訴被告）の令和 7 年 6 月 2 日付け答弁書に対する 認否及び反論について

1 「第 4 本案前の主張」について

「第 4.1」について、一般論として認める。

「第 4.2 (1)」について、ア及びイは認める。ウは本訴原告（反訴被告）の発言内容は認め、その評価は争う。

「第 4.2 (2)」について、アについて本訴原告（反訴被告）の発言内容は認めるが、それが誹謗中傷であることは争う。

同イについて本訴原告（反訴被告）の発言内容は認めるが、本訴被告（反訴原告）の過去の言動は本件本訴の契機に過ぎず、本件本訴の主たる目的は本訴原告（反訴被告）の法的被害回復である。

同ウについて、本訴原告（反訴被告）の発言内容は認めるが、これは本件本訴の副次的な効果の一つに過ぎず、これが主たる目的ではない。

同エについて、争う。

「第 4.2 (3)」及び「第 4.2 (4)」について、否認ないし争う。

2 「第 5 被告の主張」について

(1) 「第 5.1 原告の主張における請求原因事実の概要」について

「第 5.1 (1)」及び「第 5.1 (2)」について、認める。

「第 5.1 (3)」について、概ね本訴被告（反訴原告）の主張の通りであるが、結局本件では、本訴原告（反訴被告）の元の発言と本訴被告（反訴原告）がそれを要約したポストが同一であると評価できるかの問題である。

そして、本訴被告（反訴原告）は事実の摘示として、本訴原告（反訴被告）が本件投稿①部分及び本件投稿②部分を発言したと述べているのであるから、本件投稿①部分及び本件投稿②部分と実際に本訴原告（反訴被告）が発言した内容は、広く似たような趣旨といった抽象的な同一性ではなく、一般閲覧者の通常の注意と読み方を基準に、社会的事実として、また当該発言の法的な意味合いや当事者の社会的評価に与える影響として厳格な同一性が認められるべきである。

(2) 「第 5.2 原告の社会的評価の低下がないこと」

「第 5.2 (1)」ないし「第 5.2 (3)」について、否認ないし争う。本訴被告（反訴原告）は、社会的評価の低下の論点と違法性阻却事由の真実性の論点を混同している。仮に真実性が認められるものであったとし

ても、社会的評価の低下を招くことはあるし、本訴被告（反訴原告）は本訴原告（反訴被告）の発言について、名誉毀損にも当たりかねないとして述べているのであって、本訴原告（反訴被告）が本訴被告（反訴原告）の権利侵害を招く発言をしたと評価される以上は本訴原告（反訴被告）の社会的評価は低下する。

(3) 「第 5.3 違法性阻却事由」

「第 5.3 (1)」について、一般論として認める。

「第 5.3 (2)」について、本訴被告（反訴原告）が主張する細かい事実関係は否認ないし争うが、違法性阻却事由として公共性及び公益目的が認められることは認める。

「第 5.3 (3) ア」について、(ア) の本訴原告（反訴被告）の発言内容は認める。(イ) 及び (ウ) は否認ないし争う。(エ) は不知。

「第 5.3 (3) イ」について、(ア) の本訴原告（反訴被告）の発言内容は認める。(イ) 及び (ウ) は否認ないし争う。(エ) は本訴被告（反訴原告）の投稿内容は認め、その余は否認ないし争う。

「第 5.3 (3) ウ」について、否認ないし争う。なお、②の部分は本訴被告（反訴原告）の引用は不正確で、「②郷原弁護士は・・・テレビに出してもらうことが目的だ」である（その他の箇所についても同様）。

「第 5.3 (4)」について、公共性及び公益目的が認められることは認め、その余は否認ないし争う。

第2 本訴原告（反訴被告）の再反論について

1 本件の論点について

本件では、本訴原告（反訴被告）の YouTube での発言内容自体及び本訴被告（反訴原告）のポストの内容自体には、当事者間において争いはなく、要は本訴原告（反訴被告）の元の発言と、当該発言を本

訴被告（反訴原告）が要約したポストとの間に同一性が認められるか否か、またその前提としてどの程度の同一性が求められるかが問題となる。

この点について、本訴被告（反訴原告）は事実の摘示として、本訴原告（反訴被告）が本件投稿①部分及び本件投稿②部分を発言したと述べているのであり、さらに、当事者双方が弁護士であり、細かい言葉の選定についても意識して慎重に発言していることが想定されることからすれば、本件投稿①部分及び本件投稿②部分と実際に本訴原告（反訴被告）が発言した内容が、広く似たような趣旨といった抽象的な同一性ではなく、一般閲覧者の通常の注意と読み方を基準に、社会的事実として、また当該発言の法的な意味合いや当事者の社会的評価に与える影響として厳格な同一性が認められるべきである。もっとも、当然ながら単に日本語としての表現内容が形式的に異なるだけであれば同一性は認められると言うべきである。

2 本件投稿①部分について

本訴原告（反訴被告）の元の発言は、乙第4号証動画②のとおり、「過去にあなた、自信持って刑事告発したやつ空振ってるじゃないですか」というものであるが、これは日本語として、本訴被告（反訴原告）が過去に刑事告訴をした案件のうち起訴されていないものがあるという趣旨である。

つまり、複数の刑事告訴のうち、1つ以上の案件で起訴に至っていないものがあることを述べているに過ぎない。

これは、「立件されなかったやつも全然ある」という発言部分からも、本訴被告（反訴原告）が刑事告発した案件の中で、起訴されていないものもあるという趣旨であることは明らかである。

これに対して、本訴被告（反訴原告）は、上記本訴原告（反訴被告）の発言を、「過去に何件も刑事告発を行なっているが、ほとんどで負けている」と述べたと要約してポストした。

これは、本訴被告（反訴原告）が過去に行った刑事告発の大半が不起訴となったという意味である。

本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストでは、①起訴されたのかそうでないかを問題とするか、あるいは不起訴となったかそうでないかを問題とするか、また、②割合の程度として、一件でも起訴されていないものがあることを述べているのか、あるいは大半が不起訴になっていることを述べているかについて、前項の観点における同一性が全く認められない。

さらに、③表現態様としても、刑事告発は誰と誰の争いでもなく、単に刑事告発により国家権力の発動として起訴に至ったか否かが問題となるだけであるにもかかわらず、勝ち負けという対立構造のような表現をしたかという点でも同一性がない。

このように、本訴原告（反訴被告）は、単に本訴被告（反訴原告）が過去に行った刑事告発の全てが起訴されているわけではなく、相当期間経過して起訴されていない状態が続いているという真実を述べているに過ぎないのに、本訴被告（反訴原告）はそれを何歩も進めて、過去の刑事告発の大半が不起訴になっていると言われたと思い込んでいる。そして、要約ポストについては、本訴原告（反訴被告）が本訴被告（反訴原告）の過去の刑事告発について、真実とは異なる事実を流布していると誤解されるだけでなく、本訴原告（反訴被告）が刑事告発を勝ち負けに考えているかのような誤解を与える内容となっている。

このような違いが生じているのは、本訴原告（反訴被告）は、単に本訴被告（反訴原告）が刑事告発をしたとしても、起訴されて有罪になるとは限らないことを述べ、社会が被告発者に対して有罪を待たずして事実上の社会的制裁を下すことは控えなければならないことを伝えるのを主眼に置いているのに対して、本訴被告（反訴原告）は自分の刑事告発の精度や評価ばかりを意識しているために、このような誤った要約に至っているものと思われる。だからこそ、本訴原告（反訴被告）が全く述べていない勝ち負けという表現が出てくるのである。なお、本訴原告（反訴被告）が用いた成績という表現は対立構造を前提とした言葉ではない。

しかしながら、刑事告発は、被告発者にとっては起訴されるかどうかが決定的に重要であり、また、不起訴処分が出ていなくても、大して被疑事実の嫌疑が明らかにならないまま、だらだらと捜査が続いて結論が当面出ないことも珍しくはないのであるから、起訴されたか、あるいは、起訴されていないか（不起訴処分が出た場合も、何ら判断が出ずに相当期間が経過している場合も含む）が重要な問題であって、本件でも本訴原告（反訴被告）の発言はこのような趣旨に理解すべきものである。

また、起訴に至る割合に関しても、元検察官である本訴被告（反訴原告）が刑事告発をすれば、その他のケースと比較しても、それだけ捜査機関も慎重に捜査に努めるであろうし、被告発者の防御の負担も大きく、また最大の問題は被告発者に対して社会から事実上の批判が起きることも考え得るのであるから（現に本訴被告（反訴原告）に刑事告発をされた兵庫県知事及び民間企業には多数の批判が寄せられている）、本訴被告（反訴原告）は十分な嫌疑を確認してから行うことが期待されるべきであり、それにもかかわらずに刑事告発をしつつも

起訴されていないものが過去に含まれているのであれば、これをもって社会に対して事実上の社会的制裁を課すことに慎重さを求める材料となる。本件でも本訴原告（反訴被告）の発言はこのような趣旨に理解すべきものである。

そして、刑事告発といっても全てが起訴に至らないのは通常のことであって、元の発言であれば本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させることはないが、仮に要約ポストのように過去の刑事告発の大半が不起訴に至っているとすれば、十分な検討をせずに刑事告発を乱発しているとの印象を抱かせるのであるから、本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させる。

このように、本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストでは、日本語としても意味が異なっているし、当該発言の法的な意味合いや当事者の社会的評価に与える影響についても、同一性が認められない要約をしているのであって、これはすなわち本訴被告（反訴原告）が誤った要約により、本訴原告（反訴被告）が実際には発言していない虚偽の事実を流布したものであるべきである。

3 本件投稿②部分について

本訴原告（反訴被告）の元の発言は、乙第4号証動画③のとおり、「郷原弁護士とかはさ、地上波とかにも出てる先生なので、要はオールメディアって言われているマスメディア側にわりとこう忖度する立場なんですよ、その方が使ってもらえるし。だから斎藤知事をいかに悪く言うかっていう方向性の、まあ誘導が働いているんですよ、そういう力が」というものであるが、これは日本語として、本訴被告（反訴原告）の立場として、斎藤知事を悪く言いがちであるという程度の意味に過ぎない。

あくまでも、本訴被告（反訴原告）の立場としてそのような状況にあるという一般論を意見論評しただけであって、それは本訴被告（反訴原告）の言動を評価する場合にも慎重に分析すべきであることを世論に促す目的で述べたものである。

決して、本訴被告（反訴原告）が実際にどのような目的や動機で斎藤知事を刑事告発したかは述べていない。

上記発言の後に、「いろんなニュースサイトとかも基本的に斎藤さんがおかしいっていう方向の記事ばかり出てるんですけど、そこにコメントしてる弁護士とかもま基本的にはたぶんそっちの大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつらばかりなんですよ」と述べているが、これは本訴被告（反訴原告）ではない一般論を述べているに過ぎない。

これに対して、本訴被告（反訴原告）は、上記本訴原告（反诉被告）の発言を、「マスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらうことが目的だ」と述べたと要約してポストした。

これは、本訴被告（反訴原告）が実際にマスコミの意向に従って斎藤知事を刑事告発したとまで意味するものである。

しかしながら、本訴原告（反诉被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストでは、①単に一般論として斎藤知事に批判的になりがちな立場と述べているに過ぎないか、あるいは実際にマスコミの意向に沿って批判的言動をしたか、また、②その具体的な言動として、斎藤知事に批判的な意見を述べることを指しているのか、あるいは刑事告発まですることを指しているのか、という点で大きな違いがある。

そして、要約ポストの内容は、元検察官の弁護士である本訴被告（反訴原告）が、マスコミの意向に沿って刑事告発をしたという、刑

事手続きを自己の利益のために利用する全く信用ならない人物であるといった社会的評価をもたらすものである。

このように、本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストでは、日本語としても意味が異なっているし、当該発言の法的な意味合いや当事者の社会的評価に与える影響についても、同一性が認められない要約をしているのであって、これはすなわち本訴被告（反訴原告）が誤った要約により、本訴原告（反訴被告）が実際には発言していない虚偽の事実を流布したものと言うべきである。

4 総括

以上のとおり、本件投稿①部分及び本件投稿②部分について、本訴被告（反訴原告）は、本訴原告（反訴被告）の元の発言とは同一性を欠く要約をした上で、それが本訴被告（反訴原告）に対する名誉毀損になるとの批判を展開しているのであって、これは虚偽事実の流布により本訴原告（反訴被告）の社会的評価を低下させ、名誉権侵害が成立するものと言える。

第3 本訴被告（反訴原告）の令和7年6月2日付け反訴状について

1 反訴請求の趣旨に対する答弁

反訴請求を棄却する

訴訟費用は本訴被告（反訴原告）の負担とする。

との判決を求める。

2 「第 1.1 不法行為①」に対する認否及び反論

「第 1.1 (1)」について、一般論として認める。

「第 1.1 (2)」について、ア及びイについて認める。ウ及びエについて否認ないし争う。

「第 1.1 (3)」について、アないウは認め、エは否認ないし争う。

「第 1.1 (4)」及び「第 1.1 (5)」について、否認ないし争う。

3 「第 1.2 不法行為②」に対する認否及び反論

「第 1.2 (1)」について、アは認め、イ及びウは否認ないし争う。

「第 1.2 (2)」について、アは認め、イ及びウは否認ないし争う。

「第 1.2 (4)」について、否認ないし争う。なお、本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストは同一性を欠き、本訴原告（反訴被告）が本訴被告（反訴原告）の要約ポストのとりの発言をしていた場合には本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させることを認めているだけで、本訴原告（反訴被告）の元の発言であれば本訴被告（反訴原告）の社会的評価は低下しない。

4 「第 1.3 損害」及び「第 1.4 結語」に対する認否及び反論

否認ないし争う。

5 本訴原告（反訴被告）の反論

上述したとおり、本件では本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）のポストは全く同一のものではない以上、これらの同一性（真実性）をどのような基準で評価すべきであるか、また、実際に同一性が認められるかといった認定には複数の考え方や事実認定及び評価の余地があるのであって、憲法上保障されている裁判を受ける権利の行使としての提訴が許されないほど、本訴原告（反訴被告）の主張した権利または法律関係が事實的、法律的根拠を欠くとは到底言えない。

むしろ、上述したとおり、本訴被告（反訴原告）による要約ポストは、本訴原告（反訴被告）の元の発言を誤って要約することにより、日本語としての意味合いはもちろん、法的な評価としても、当事者の

社会的評価に与える影響としても、全く異なるものとなっており、同一性（真実性）は到底認められない。

このように、本件本訴の請求には一定の合理性が認められる以上、いわゆる不当訴訟として提訴自体が違法行為となることはない。

また、提訴に至る経緯や動機については、単一ではない複数の動機等があることは通常であり、また、提訴の結果として副次的な様々な効果が生じることもあるのであって、本訴原告（反訴被告）が単に自身の法的な被害回復以外の周辺的な動機や事情を述べたことをもって、提訴の正当性が否定されるわけではない。

さらに、本訴被告（反訴原告）は著名な弁護士であり、一般人と異なり、応訴負担も通常に比して重いものではないこと等からすると、本件本訴の提起が不法行為①として認められるとは到底言えない。

次に、不法行為②については、そもそも本訴被告（反訴原告）の要約が誤っており、「第 1.2 (1) ア」の発言については、本訴被告（反訴原告）が過去に刑事告訴をした案件のうち起訴されていないものがあるという意味に過ぎず、これ自体、刑事告発といっても常に 100% 起訴されるわけではないのは当然であるから、本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させるものではない。仮に社会的評価の低下が認められるとしても、著名な元検察官の弁護士である本訴被告（反訴原告）に対する発言は、公共性及び公益目的が認められるし、さらに本件では本訴被告（反訴原告）が自認するとおり真実性も認められ、違法性が阻却される。

また、「第 1.2 (1) イ」の発言については、本訴被告（反訴原告）の立場として、斎藤知事を悪く言いがちであるという意味に過ぎず、これは単に本訴原告（反訴被告）が一般論としての感想を述べる意見論評をしたに過ぎず、本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させ

るものではない。仮に社会的評価の低下が認められるとしても、著名な元検察官の弁護士である本訴被告（反訴原告）に対する意見論評は、公共性及び公益目的が認められるし、さらに本件では本訴被告（反訴原告）が自認するとおり、本訴被告（反訴原告）が不定期であっても地上波に出演していることは真実であるから、当該意見論評の前提となる事実の重要な部分は真実であり、かつ、当該発言自体は正当な論評の範囲内のものであるから、違法性が阻却される。

よって、反訴請求は棄却されなければならない。

以上